

2016(平成28)年 11 月 14 日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三

副会長 田 中 文 子

委 員 青 木 桃 子

委 員 浜 田 進 士

委 員 前 田 百 合 子

第4次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（平成24年10月制定。以下、「条例」と略します。）第16条第4項に基づき、市長に対して本報告を行います。

同条は、「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。本報告は、その市の検証に資するため、私たち市民と外部有識者による5名の委員が、本年7月から都合5回にわたり鋭意検討を重ねてきた結論であります。

本委員会の市長への報告は、2014（平成26）年4月に第1回（第1次）を行い、同年12月には第2回（第2次）を行いました。それらを踏まえ、2015年11月には第3次の報告を行いました。

そこで、本委員会の審議は、これら3次にわたる報告の内容を改めて振り返り、それらがこの2年余の期間に、どのように具体化されてきたか、またどんな課題があるのか、検証する観点から行いました。

条例第16条は「条例の実施に関する検証と公表」を定める中で、第5項において「市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。」としています。すなわち同条は、本委員会の報告の「公表」、報告内容の「検討」、その施策等への「活用」、この三つを課しています。

そこで、本委員会が審議の中で特に留意したことは、これまでの3次にわたる市長報告を受けて市の実施機関では、この第16条第5項に基づく取り組みがどのように行われてきたかという点にあります。

これに基づいて、昨年度は全庁的な推進体制を図るための子どもの権利推進本部が設置され、また市民モニター制度の最初の会議が子どもを含む市民の参加により開催されました。これらは、既に継続的な取り組みが進められている「せんなん子ども会議」等とともに、条例実施の積極的な取り組みとして大いに評価されるどころです。他方、その他のいくつかの重要事項（例えば第3次報告で取り上げた『子どもにやさしいまち』を推進する5つの検証軸）や「子どもの相談・救済の仕組みづくり」等々については、「公表」、「検討」、「活用」が未だ十分な状態にあるとは捉えきれませんでした。

以上の経過を踏まえ、「子どもにやさしいまち」のより一層の実現に向け、子どもの権利条例第16条第5項に基づき、本報告の積極的な活用を図られますよう、心より期待するものであります。

記

第4次 泉南市子どもの権利条例委員会報告（目次）

報告事項Ⅰ：「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利条例を推進する市の体制について
——「泉南市子どもの権利推進本部」の役割・機能のより一層の充実・発揮を
2. 「泉南市子ども・子育て支援事業計画」について
——「子どもにやさしいまち」を具体化する5ヵ年計画として着実な実施を
3. 子どもの権利条例に基づく子どもの相談・救済の仕組みづくりについて
——第6条（子どもの相談と救済）に基づく現状制度の検証と新たな仕組みの検討を
4. 泉南市の子どもたちの現状について
——「子どもにやさしいまち」の建設と検証のための白書づくりを

報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況

1. 平成28(2016)年度において実施または既実施の事業等
2. 平成28(2016)年度において次年度以降の実施が確実に予定されている事業等
3. 平成28(2016)年度において実施未定の事業等

関係資料：

- ・ 泉南市子どもの権利に関する条例市民モニター制度要綱
- ・ 泉南市子どもの権利に関する条例市民モニター会議報告書
- ・ 泉南市子どもの権利条例委員会開催の概要
- ・ 泉南市子どもの権利条例委員会の名簿

報告事項 I

「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利条例を推進する市の体制について

——「泉南市子どもの権利推進本部」の役割・機能のより一層の充実・発揮を

昨年 10 月に制定された「泉南市子どもの権利に関する施策推進本部の設置及び運営に関する規程」は、その第 1 条で、子どもの権利推進本部（以下「推進本部」と略します。）の目的を「子どもにやさしいまちの形成に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため」と定めています。

そして第 2 条は、推進本部の所掌事項を 3 項にわたって定めています。その第 1 項は「施策の総合的かつ効果的な企画及び推進」、第 2 項は「施策に係る関係部局間の連絡調整」、第 3 項は「その他子どもにやさしいまちの形成に関する施策に係る重要なこと」とあります。

「子どもにやさしいまち」を具体的に実現していくための全庁的な組織として、このような推進本部が設置されたことは、とりわけ地方自治体における子ども政策には総合的な施策展開が重要であるだけに、高く評価されるどころであり、市民の注目と期待が寄せられるところといえます。

しかしながら、設置されて 1 年という現状もあり、未だ十分な役割・機能の発揮が認められる状況とはいえ、そこで本委員会は、とくに次の諸点を推進本部の主たる機能・役割として提案します。

（1）推進本部のもとに総合的で効果的な企画と推進のための作業部会の設置を

本委員会は前回報告において、「子どもにやさしいまち」を推進する検証軸として、条例に基づいて 5 項目（子どもの安全・安心、意見表明・参加、居場所、子どもの権利学習、子ども施策の検証と広報・啓発）を提示し、これらの検証を主として子どもの権利推進本部が担うものとして期待を表明しました。

そこで推進本部には、この 5 項目に基づく子ども施策の検証とともにそれを踏まえた企画・提案等に当たる作業部会もしくはプロジェクト・チームを設けることが、その役割・機能の充実・発揮を図るうえで、不可欠なものと考えます。

例えば、次のような作業部会の設置が考えられます。

- ① 子どもが安全で安心して暮らせるまちをめざす作業部会
- ② 子どもの参加と意見表明を大切にするまちをめざす作業部会
- ③ 子どもの居場所づくりを推進する作業部会
- ④ 条例の広報・啓発と子どもの権利学習を推進する作業部会

これら作業部会では、条例で定められているにもかかわらず未だ具体化されていない諸施策、例えば「せんなん子ども支援ネットワーク」（11 条）、「施設等における子どもの安全」（12 条）、「災害時における子どもの安全」（13 条）などについても、その具体化に向けた取り組みが期待されます。

(2) 条例の実施・推進を市民等に広報・公表する媒体や仕組みの一層の充実を

条例第 16 条は「条例の実施に関する検証と公表」を定める中で、第 5 項において「市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとしします。」としています。すなわち同条は、本委員会の報告の「公表」、報告内容の「検討」、その施策等への「活用」、この三つを市長に課しています。

これは、もとより条例第 15 条（条例の実施と広報）が、第 1 項で市に課している実施義務「市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に、この条例を実施するものとしします」、そして第 2 項で市に課している広報義務「市は、この条例の内容及び前項に定める実施に係る計画等について、これを市民等に広く知らせなければなりません」に基づくものです。

したがって、条例第 16 条が定める「公表」、「検討」、「活用」は、条例第 15 条が定める市の実施義務および市の広報義務に基づくものであり、その着実な履行を図るうえでは、推進本部の役割・機能がきわめて重要なものになるといわねばなりません。

前項で述べた作業部会は、そのような役割・機能を具体的に担う組織となるわけですが、中でも、とりわけ「広報」と「公表」は、泉南市の子ども施策の取り組みを、子どもを含む市民等に広く発信することを通して、「子どもにやさしいまち」を実現していく市民等とのパートナーシップを醸成しようとするものであり、また子どもたち自身のエンパワメントを支援するものでもあります。

そこで、条例第 15 条および第 16 条に基づく「広報」と「公表」の一層の整備充実を図るために、とくに次のような取り組みが必要なものと考えます。

- ① 市のホームページの中に「子どもの権利条例」に関する常設サイトを設け、本委員会の報告、推進本部の取り組み、せんなん子ども会議（条例第 5 条）、市民モニター制度（条例第 16 条 3 項）その他条例に基づくさまざまな施策や試みについて、だれでもいつでも閲覧することのできる仕組みや媒体を整備することが必要です。
- ② 上記①とあいまって、市の広報紙においても、「子どもの権利条例」に関する広報を計画的・継続的に実施するとともに、その広報が、泉南市子どもの権利の日（第 14 条）、子どもの権利に関する学習と教育（第 8 条）、親その他の保護者の支援（第 9 条）、子ども施設職員の支援（第 10 条）など、条例が定める諸施策との相乗的な効果を期して実施できるようにすることが必要です。
- ③ 条例第 8 条は、子どもの権利に関する学習と教育について、これを市職員・子ども施設職員を対象として計画的に実施することを市に義務付ける（第 1 項）とともに、とくに学校等の子ども施設では「教育課程等に位置づけて実施するもの」と義務付けています（第 2 項）。こうした条例の規定が、市職員、子ども施設職員（保育所職員や学校教職員等）および学校等の子どもたちを対象として具体的かつ有効に、そして継続的・計画的に確保されるよう、必要な「広報」と「公表」の取り組みが必要です。
- ④ 前 3 項の取り組みを建設的に検証するとともに実効あるものとして発展させていくための重要な手掛かりとして、この条例および子どもの権利条約に関する、子ども、子ども施設の職員、市の職員、市民等における認知状況について、これを定期的に調査し公表することが必要です。

(3) 子どもの権利条例市民モニター制度の積極的な活用を

条例第 16 条は第 3 項で「市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます」と定め、これを受けて続く第 4 項は、本委員会と市民モニターとが相互に協

力連携して条例の運営状況を検証するための活動を行うことを定めています。

これに基づいて本年3月、子どもを含む市民から成る市民モニター会議の1回目が開催され、本委員会も参加して条例の実施の経過等について報告するとともに、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて意見交流の機会を持ちました。総じて、市民モニターの意見は、条例の一層の普及により「子どもにやさしいまち」の積極的な実現を求めるものでありました。もとより本報告は、その際に市民モニターの皆さんから寄せられた意見等をも反映させた内容となっています。

そこで、市民モニター制度のより積極的な活用に向けて、さらに今後の取り組みが期待されます。

- ① 市民モニターの任期は単年度に限らず、むしろ複数年度にわたってモニターを務めることができるようにすることが必要です。そうするによって、条例に精通した、確かな検証と評価の視点を持つモニターの活動が、期待されるものとなります。
- ② 初年度のモニター会議は1回のみで開催となりましたが、今後においては、前項の複数年度の任期と併せて、可能なかぎり単年度に複数回のモニター会議（研修・学習等を含め）を開催するなどして、条例が定める役割を十全に発揮できるようにすることが望まれます。
- ③ 条例第16条第3項は、「市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る」としています。つまり、市民モニターは同条第4項により条例委員会と連携・協力するだけでなく、市が直接的に市民モニターから意見や提案を募ることも定めています。したがって、とくに推進本部においては、同条第3項に基づく、市民モニター制度の積極的な活用を図ることが求められます。

(4) 条例の着実な施行を担保する規則等の整備とファシリテーター等の人材確保を

この条例は、従来の縦割り行政を超えて、子ども施策を子どもの権利の視点に立って、総合的な行政（とりわけ子どもにかかわる教育と福祉の横断的な連携による総合化など）として展開しようとするところに特質があります。したがって、国から縦割りで降りてくる子ども施策（例えばいじめ対策や子どもの貧困対策など）を、自治体独自の積極的な施策・政策の中に可能な限り位置づけて、それらを横断的に結び付けて総合的に実施することにより、子どものニーズや実態に応じた、より実効性の高い（すなわち子どもに確かに届けることのできる、また子ども自身にも活用することのできる）施策・政策として展開していくことができるものと期待されます。

そのような総合的な子ども施策の企画や推進、そのための関係部局間の連絡調整などを担うのが推進本部ですが、この期待される役割や機能を推進本部が十分に発揮していくためには、この条例を着実に実施していくための手続き等を定める「条例施行規則」、さらにその規則に基づく詳細手続きや方法、留意事項等を明文化する「要綱」といった、法制度の体系的な整備が必要になってきます。既に個々に制定した規則等も条例施行規則等として一体的に整理し、さらに必要な規定事項を盛り込み、体系化することが妥当といえます。このような「泉南市子どもの権利に関する条例」を基盤とした子ども施策の体系化を可能なかぎり追求することによって、例えばいじめ対策や貧困対策などについても、子どもと地域の実態に即した、地方自治としての施策の総合化を図ることが可能だと考えられます。

また、こうした子ども施策の総合的な展開を図る推進本部には、その事務局の役割が重要になってきます。とりわけ、この条例は泉南市が地方自治法に基づいて独自に制定したものであるだけに、この条例の法制度上の意義と効果的な運営に十分に精通したスタッフが必要です。条例が定める子どもの権利や「子どもにやさしいまち」について必要な知識や知見を持ち、子ども会議や市民モニターなど子どもを含む市民とのパートナーシップの実践的な経験を有するスタッフです。そこで、これまでこの条例の検討や制定、実施や運営等に携わってきた職員とその知識・経験を、条例の事務局のボランティアなフ

ファシリテーター・スタッフとして積極的に活用していくことが考えられます。

- ① 条例の着実な実施のための手続き等を定める施行規則、それに基づく詳細手続きや方法、留意事項等を明文化する要綱など、条例を効果的に実施するための法制度の体系的な整備が必要です。
- ② 条例に基づく「子どもにやさしいまち」の継続的で発展的な取り組みを図るためには、この条例の検討や制定、実施や運営等に携わってきた職員の知識と経験を積極的に活用することが肝要です。そこで今後そうした職員には、異動や退職の後においても条例の事務局のボランティアなファシリテーター・スタッフとして、あるいはプロジェクト・チームの一員としての位置づけなども視野に入れながら、可能な範囲の役割や活動を担ってもらうことが期待されます。

2. 「泉南市子ども・子育て支援事業計画」について ——「子どもにやさしいまち」を具体化する5ヵ年計画として着実な実施を

泉南市は、平成27年度からの5ヵ年計画として「泉南市子ども・子育て支援事業計画」（以下「子ども計画」と略します。）を策定し、昨年3月に公表しました。この計画は、国の「子ども・子育て支援法」（平成24年8月公布）とともに、この条例（泉南市子どもの権利に関する条例）に基づくものであり、「子どもにやさしいまち」を具体的に推進するための計画として評価されます。

とりわけ、この計画では、従前の次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念を引き継ぐにとどまらず、条例に則って子どもの権利の視点から、計画の「基本理念」とこれを具体化するための「基本的な視点」（「すべての子どもの人権を保障すること」など）が定められています。そして、これらの「基本理念」および「基本的な視点」に支えられる「基本目標」として次の4項目が位置づけられ、各項目に対応する「基本施策」が設定されています。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| I すこやかに生み、育てる環境づくり | II 子育て家庭を支援する仕組みづくり |
| III 豊かな子ども時代をすごすための社会づくり | IV 安全・安心のまちづくり |

これらはいずれも「子どもにやさしいまち」に不可欠な内容であり、その実現をめざす子ども計画は、まさに条例が目的とする「子どもにやさしいまち」の実現へと向かうための5ヵ年計画として、着実な実施が期待されます。

子どもの権利推進本部のもとで総合的な子ども施策の積極的な展開を

子ども・子育て支援計画では、その実施の検証と推進のために「泉南市少子化対策推進本部」を置くこととされています。他方、既述の通り条例に基づく全庁的な推進組織としては「泉南市子どもの権利推進本部」が設置されています。そして、この二つの組織は同一のメンバーによって構成されています。

上述したように、子ども支援計画は、条例が定める子どもの権利の視点に立脚した内容となっていますから、二つの推進本部は一体的な役割・機能の発揮が可能であり、期待されるところであります。また、今日において地方自治体を取り組まねばならない子ども施策は、「虐待」や「いじめ」、「子どもの貧困」などの諸課題に見られるように、単に少子化対策や親の子育て支援にとどまるものではなく、子

どもの権利の視点から、子ども自身に届けることのできる、子どもの育ちそのものへの積極的な支援が求められています。そこで本委員会は、子ども計画の推進について次の諸点を提案します。

- ① 今後可能な段階で、子どもの権利推進本部に少子化対策推進本部を統合することによって、泉南市の総合的な子ども施策・政策の推進に関する全庁的なコンセンサスを確立し、より実効性の高い全庁的な取り組みを図ることが肝要です。
- ② 地方自治における子ども施策の基本的な機能・役割の理解と認識を全庁的に共有し、きびしい財政状況をも視野に入れつつ創意工夫して、子ども計画の4つの基本目標を着実に達成していく観点から、とくに子ども計画の実施の検証と評価は、推進本部の作業部会で行うことが有効と考えます。

3. 子どもの権利条例に基づく子どもの相談・救済の仕組みづくりについて

——第6条（子どもの相談と救済）に基づく現状制度の検証と新たな仕組みの検討を

「泉南市子ども・子育て支援事業計画」の78頁には、4つ目の基本目標「IV 安全・安心のまちづくり」に係る実施事業の第一として、「子どもの権利擁護システムの整備」が掲げられています。その事業名は「子どもオンブズパーソン制度の研究」と明示され、事業内容では「子どもの権利侵害に対する救済のしくみとしての子どもオンブズパーソン制度について研究します。」と述べられています。また、本委員会においても、こうした課題について、前々回（第2次）の市長報告において、さらに前回（第3次）の市長報告においても、取り上げてきました。とくに前回の市長報告では、子どもとともに日々を暮らす市民の視点から、また有識者・研究者の専門的な見地から、各委員の所見としても「子どもの相談・救済の仕組みづくり」の必要性を訴えました。

しかしながら、そうした本委員会の報告が市の機関においてどのように検討されてきたのか、市として、条例が定める子どもの相談・救済の仕組みづくりに関する課題に対して今後どのように応えていくのか、残念ながら、現時点においては未だ見えるものとはなっていません。

現状制度の検証と新たな仕組みづくりを進める施策・制度の具体化を

したがって、本委員会は、子ども計画に明示されている「子どもの権利擁護システムの整備」および本委員会が提案してきた「子どもの相談・救済の仕組みづくり」に関係して、第一には、子どもの相談・救済（子どもの権利擁護システム）に関する現状制度についての検証を速やかに行うこと、第二には、その検証を踏まえて、例えば子どもオンブズパーソン制度など新たな仕組みづくりを進める施策・制度の具体化を図るべく検討に着手すること、この二つを心から期待するものです。

そこで、そうした市の取り組みに資する観点から、条例第6条「子どもの相談と救済」の意義と解釈について、第3次報告における所見を改めて以下に申し述べます。

第6条の第1項は、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、**自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。**」と定めています。ここで重要なことは、「相談と救済」が、一体的に連動する子どもへの支援として位置づけられていることです。これは、子どもにとって相談すること・話を聴いてもらうこ

とは、それ自体が「救済」の意味をもつからです。自分の思いや意見が傾聴され、尊重されることによって、子どもは問題の解決の主体として、自分を捉えなおすことができます。つまり「救済」とは、そのように自己の主体が尊重される関係の中で、自己の主体を回復していくところに成り立つのです。

したがって、第6条が定める「相談と救済」は、おとなの思惑や都合で子どもに話をさせたり、おとなの考える“解決”を子どもに一方的にあてがったり、といったことではありません。私たちおとなは、子どもがSOSを発したとき、往々にして「解決してあげるから、おとなに任せておきなさい」などと、いいたいことがあります。そうやって、おとなが動いた方が手っ取り早いし、おとなの権威を示すこともできそうだからです。しかしそれは、「子どもには何もできないから、おとなのいうことをききなさい」というメッセージを子どもに伝えているともいえます。とすれば、子どもは問題の打開や解決に参加する主体としての自分を回復することができず、むしろ自己否定感をさえ深めます。そうやって一方的に与えられた“解決”は、じつは子どもにとっての救済にはならないのです。それゆえ、子どもの「相談と救済」は、当事者の子どもの「自己の権利として」という基盤が、きわめて重要になってくるのです。いうまでもなく、こうした「相談と救済」を子どもに提供するためには、そのための専門性と独立性、そして権限が、提供する側において必要不可欠なものとなってきます。

つづく第6条の第2項は、こうした「相談と救済」を「子どもが享受することができるよう」「市は、必要な仕組みを整えます。」と定めています。では、そのような仕組みが現在の泉南市で整えられているかどうか——本委員会が現在まで検討する限りでは、未だ整備されているとはいえません。

この整備には、既設の相談窓口を改編することも考えられますが、上で触れたように、新たに子どもオンブズパーソン制度など「子どものための公的第三者機関」を設置することも考えられます。いずれの場合でも、国連子どもの権利委員会の定義に基づけば、少なくとも三つの要件が満たされた仕組みでなければなりません。すなわち、第一に**子どもの固有性に対応できる専門性**、第二に**子どもの最善の利益のみに関心を持つ独立性**、そして第三に**必要な調整や調査、意見表明・勧告や公表等の権限**です。

以上を踏まえ本委員会は、「子どもの権利擁護システムの整備」および「子どもの相談・救済の仕組みづくり」について、とくに次の諸点を提案します。

- ① 泉南市の「子どもの権利擁護システム」および「子どもの相談・救済の仕組み」の現状について、とりわけその機能や役割、効果や成果、また課題や懸念事項等について、条例第6条に基づいて、速やかに検証するとともに、その内容の充足を図るための検討を行うことが必要です。
- ② 前項の検証および検討に際しては、いじめ防止対策推進法とそれに基づくいじめ防止対策推進基本方針その他関連法規等をも踏まえ、必要な仕組みづくりが進められてきたかについても、併せて検証・検討することが必要です。
- ③ 前々項の検証および検討は、「子どもにやさしいまち」をめざす条例（とりわけ第6条、第16条、第17条）に忠実に基づいて、子どもを含む市民等に広く公表することが必要です。
- ④ 本年度からは、市長の発案による「市長・教育長への手紙」制度が実施され、泉南市における「子どもの権利擁護システム」および「子どもの相談・救済の仕組み」の一環として積極的な意義が認められます。
- ⑤ 今後は、「市長・教育長への手紙」制度も含め、条例第6条に基づく市の制度として、相談、調整、調査などの諸機能の整備・充実、とりわけ、これまでも提言してきたオンブズパーソン制度など、子どものための第三者機関の整備・充実を速やかに図ることが不可欠です。

4. 泉南市の子どもたちの現状について

——「子どもにやさしいまち」の建設と検証のための白書づくりを

「泉南市子どもの権利に関する条例」（2012年10月）が施行されて4年目、いろいろな意義ある子ども施策が少しずつ進んできています。その中で新たな子ども・子育て支援新制度もスタートしています。泉南市においても、「子ども・子育て支援事業計画」（2015～2019年度）として、全庁的に子ども支援、子育て支援に関する216の施策が生まれ、「子どもにやさしいまち」をめざして取り組んでいくとされています。大いに期待したいところです。

こうした中で、子ども施策にかかわる地方自治体の役割と責任、とりわけ子どもたちの現状や実態に根差した自治体としての主体的な施策の推進が、一層重要なものとなりつつあります。そこで、本委員会の審議を進める中では、泉南市の子どもたちの現状は、いまだどのような状況にあるのだろうか？ 私たち自身、必要な把握・共有ができているのだろうか？ との思いが深くなりました。

（1）「子どもにやさしいまち」への変化が見えにくい現状

上述の通り、泉南市ではいろいろな意義ある子ども施策が少しずつ進んできています。しかしながら、それらが子ども施策として総合され、泉南市全体として「子どもにやさしいまち」づくりが進んでいくのだという、確かな手応えがなかなか感じられない、もどかしさも感じるのです。なぜなのでしょう。

本条例が施行される前から、さまざまな子どもにかかわる施策が進められてきました。児童虐待防止、人権教育、子育て支援、障害児施策など、泉南市は積極的に取り組んできた自治体のひとつだと思われます。その上に立って、これらの施策について、子ども自身は知っているのだろうか？ 子どもはどのように感じているのだろうか？ 子どもの意見を聴いたことがあるのだろうか？ と問うてみると、さまざまな課題が見えてくるのではないのでしょうか。

つまり、子ども施策が、一般の市民から見て、中でもとりわけ当の子どもたち自身にとって、見えにくく、わかりにくく、あまり身近には感じられない、という現状があるといえます。

（2）子どものホンネの現状を知る仕組みづくりを

子ども施策は、子どもの現状を知り、現状から課題を探り、その課題を解決するために必要なことは何かと考えて進められていきます。では、子どもの現状はどのようにしてつかむのでしょうか。出生数、18歳未満人口、外国籍児童数、一世帯あたりの子ども数、保護者の就業形態、不登校児数、長期欠席児数、高校・大学進学率、子どもの貧困率、学力調査、児童虐待相談件数、いじめ相談件数、教育相談件数、児童館数、公園面積・・・等々のデータが思い起こされます。こうしたデータは、大きな現状をつかむために大変重要であり、既に、行政の担当部局でまとめられています。けれども、ここからは個々の具体的な子どもの姿は見えてきません。

一方で、市民や地域は、身近な個々の子どもの現状を知っています。けれども、その現状は断片的であり、独善や偏見に陥らずに、そこから課題を探るには、子どものホンネの現状を知る一定の仕組みが必要だと思われます。そこで泉南市においては、子どものホンネの現状と出会う、いくつかの取り組みが始まっています。「子ども・子育て支援事業計画」策定に際して、小5～中3年生の子どもを対象に実施された「子どもの生活に関するアンケート」（2014年1月）、本条例に基づいて実施されている「せんなん子ども会議」（2012年度～）、「市民モニター制度」（2015年度～）、さらに、今年度は単年度事業として「キッズカフェ」（2016年11月）も取り組まれました。

「子どもの生活に関するアンケート」で「おとなに心がけてほしいこと」の上位は、①自分のことは自分で決めさせてほしい、②友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい、③決まりや約束事を一方的に押し付けたくないでほしい、④話をもっと真剣に聞いてほしい、でした。自分のことを信頼して、自分に耳を傾けてほしい、という子どもの切実な気持ちが見えてきます。「せんなん子ども会議」「市民モニター制度」「キッズカフェ」等の報告から、気づかされたことがあります。それは、子どもを尊重し、子どもの言葉や子どもが動き出すときを待ちながら、子どもといっしょに考えていこうとするおとながいるならば、子どもたちは安心して自信を取り戻し、表情が変わり、さまざまなコミュニケーションや活動を自分たちから創りだしていくことができる、ということです。これらの子どもからの発信は、おとなだけで考えて袋小路に迷い込んでしまっている状況を打破する力にもなるのです。

子どもの貧困が問題になり、三度の食事を満足に取れない子どもの現状から、地域の子どもの食堂や学校給食がクローズアップされています。泉南市では、今年度から中学校給食が始まりました。給食実施により子どもの生活がどう変わったのか、中学生自身が給食制度についてどのように考えているのか、ぜひ知りたいところです。子どもたちが参加することにより、その施策は、子どもたちにとってより身近なものになるでしょう。

(3) 子どもの声を届ける「白書」づくりを

子どもの相談・救済の仕組みづくりが課題となっています。「子どもの生活に関するアンケート」では、「悩んでいること」という問いに対する回答は、多い順にあげると、①勉強、②性格やクセ、③将来や進路、です。「悩み事の相談先」は、小学生では、①母親、②友だち、③誰にも言わない、中学生では、①友だち、②誰にも言わない、③母親、でした。その中で、「相談したくない」という回答は小中学生ともに1割に達していました。こうした子どもの現実は少数であればあるほど、孤立感がより深く、より深刻なものとなります。子どもたちの悩みは、おとなには聞こえてこない現状にあることがわかります。子ども施策の検討は、子どもの悩みから始めなければなりません。それにもかかわらず、行政にも学校にも、子どもの悩みは届きにくいという現実があるのです。

子どもが安心して自分の悩みを話せる場とはどんな場なのでしょうか。「せんなん子ども会議」の報告に、定期的集まって、話し合ったり、共同作業をしたり、遊んだりする中で、ポツリポツリと悩みを語り始める子どもの姿がありました。子どものホンネの現状に触れるためにも、子どもの居場所づくり、子どもの相談・救済の仕組みづくりが、特に重要な課題であることがわかります。

子ども施策は、泉南に関係するすべての子どもたちが、「子どもにやさしいまち」を実感しているかどうかを確認しながら進めていく必要があります。そのためには、子どものホンネに触れなければなりません。そこで、本委員会は、多くの子どもたちのホンネと本当に困っている子どもたちのホンネに触れることができる仕組みを多様につくり、そこで触れた子どもの声から子ども施策を検証していくことのできる、「子ども白書」づくりを提言します。

(4) 子どもの現状を伝える市民モニターの声

条例第16条は、第3項で「市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。」と定めています。この市民モニターの声は、市が子どもたちの現状を知り受け止めるうえで、きわめて重要な手がかりとなるものです。また、同条の第4項は本委員会が市民モニターと協力・連携して条例の検証のための活動を行い、市長に報告すると定めています。そこで、2015年度の第1回市民モニター会議において、子どもを含む市民モニターから表明された泉南市の子どもの現状にかかわる意見等について、その概要をここに掲載したいと思います。

これらの声を通して、泉南市の子どもたちの現状を受け止め共有し合うための白書づくり、すなわち「子どもにやさしいまち」の建設と検証のための白書づくりの必要性が感じられます。

① 子どもの意見表明・参加（第4条）について市民モニターの声：

- 子どもと真面目に向き合うと、子どもの参加の重要性を感じる。話し合う機会をつくろう。
- ・子ども会議は難しい会議じゃないよ。
- ・子どもの意見を大切にできる地域であってほしい。
- ・子どもに聞かなければわからないなあと感じた。
- ・生徒会はどのような活動をしていけばいいのだろうか。

② 子どもの相談・救済（第6条）について市民モニターの声：

- 子どもにとって敷居の低い相談窓口を考えなければ。
- ・現状では相談する人はいない。
- ・（既存の）相談機関には相談しない。

③ 子どもの居場所（第7条）について市民モニターの声：

- 居場所のイメージをもっと出し合おう。
- ・自分自身が吹っ切れて、自分の意見を尊重できる場所（中学生）
- ・おとなが考えていることと子どもが考えているものは同じなのか？
- ・貧困、不登校もあるが、みんながいつでも安心して集まれる場所を。
- ・異年齢の子ども、子どもとおとながいっしょに遊ぶ場所を。
- ・通学路に、世代を超えた交流（宿題の手伝い、相談、無駄話も可）ができる、誰でも来られる居場所があれば。
- ・公園が草ぼうぼうで遊べない。
- ・放課後の学校、塾、図書館、公民館、友だちの家、公園、広場、海、川、コンビニ、駄菓子屋、イオン、どれも条例第7条の内容にそぐわない現状。

④ 子どもの権利学習・教育（第8条）について市民モニターの声：

- 分からないことがいっぱい。学びたい。
- ・この条例は生活の中でどう関わっているのか？
- ・意志はあるけど行動できないという意見も多い。
- ・すべての学校で、年に1回は子どもの権利の授業を。
- ・幸せって、やさしいって、権利ってどういうこと？
- ・いじめってなくなるのか？
- ・権利と自由は違う？
- ・意見表明権ってなに？
- ・権利があるなら、義務もあるのか。
- ・条例は学校のルールとかにも反映されているのか？
- ・子どもにとって暮らしやすいまちとはどんなまち？
- ・子どもの権利ばかりでおとなはしんどくないか？
- ・子どもとおとなのすれ違いはたくさんあるだろう。何度も子どもとおとなとの話し合いを。

⑤ 子どもの安心・安全について市民モニターの声：

- 地域からの声を聞くと課題がいろいろ見えてくる。
- ・登下校中、外国の人が写真を撮っていて、怖くなったり、不安になったりする。

- ・子どもだけの留守番はかまわないのか？
- ・残念ながら、泉南市は他市に比べて自己肯定感が低いという調査結果がある。これは子ども本人の問題ではなく、おとな社会のひずみ。

⑥ 広報・啓発について市民モニターの声：

- 条例施行4年だけど、あまり知られていない。
- ・条例をほとんどの子どもが知らない。
- ・この条例を知らない人のほうが多い。
- ・ママさんは広報を見ない、見られない！
- ・条例について説明した冊子をもっと目に触れるようにあれば。
- ・小さい子どもにも知ってほしい。
- ・学校のクラスに1枚ポスターを貼ってほしい。
- ・子ども版の「広報せんなん」をつくろう。

⑦ 条例の推進体制について市民モニターの声：

- 庁内の推進本部がスタートしたが、町全体の推進体制を考えよう。
- ・条例ができて実際何が変わったのか？
- ・子どもの現状の情報が少ない。
- ・子どもの現状を市はどのように把握しているのか？
- ・条例委員はどのように選ばれたのか？
- ・今活動しているボランティア団体の活動について知りたい。
- ・市民モニターは市長さんとお話できないの？
- ・子どもの権利の日（11月20日）の持ち方を考えよう。
- ・子どもの権利の日の他校の取り組みを知りたい。
- ・市民モニター制度ってなに？